

平成 29 年度予算編成方針

第 1 経済状況と国の動向

国の平成 28 年 10 月の月例経済報告によると、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としているものの、「中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」とされている。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を策定し、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。

さらに、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

第 2 地方の現状と本市の財政状況

地方においては、人口減少や少子・高齢化対策、経済の活性化、住民の安全・安心確保など、多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応していくため、地方自治体の一般財源の拡充と安定確保、財政健全化が大きな課題となっている。

本市の財政状況は、合併の特例により割り増しで交付されている普通交付税が平成 28 年度から段階的に縮減され、平成 33 年度には一本算定となる。その影響額は、平成 28 年度では約 1.4 億円、平成 33 年度には約 13.5 億円の規模で一般財源が減少する危機的な局面が続く見込である。

また、平成 27 年度決算における本市の財政指標は、前年度と比べて、実質公債費比率、将来負担比率とも改善しているが、普通交付税の減少により引き続き改善を見込むことは難しい見通しである。

このような中、将来に向けて持続可能な行財政運営を確立するため、財源の効果的活用と経常的経費の削減、施設の統廃合など将来負担の軽減を図る取り組みを進めるとともに、本年度策定する「第 2 次村上市総合計画」、「財政計画」と同調するほか、「村上市総合戦略」を初めとした各種計画の理念・目標を踏まえた予算を編成するものとする。

第3 予算編成の基本方針

- 1 第2次村上市総合計画実施計画及び財政計画との同調
本年度策定する総合計画における目標の達成と、健全な財政運営のために、平行して策定する財政計画に沿った予算編成を行うものとする。
- 2 村上市総合戦略の積極的な推進
将来的な人口減少に対応する自立したまちづくりを進めるため、平成28年7月に改定された「村上市総合戦略」の政策理念を達成するため、地方創生に向けた取り組みを引き続き重点的に推進し深化を図る。
- 3 村上市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理
インフラの老朽化が課題となっているが、「村上市公共施設等総合管理計画」を基軸に『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化を念頭に予算編成するものとする。

第4 予算編成の基本的事項

- 1 予算編成の基本的な考え方
 - (1) 予算編成においては、平行作業となる「第2次村上市総合計画実施計画」、「財政計画（中期財政見通し）」と同調するほか、各種関連計画に沿った予算要求とすること。なお、「村上市総合戦略」については、現段階での状況を踏まえた予算要求とすること。
 - (2) 年間所要額を適正に見積もること。なお、年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、又は当初予算で見積り不能なもの及び不確定な要素等により保留となるもの以外には行わないこととするので、要求漏れがないよう十分な確認を行うこと。
- 2 予算編成の手法について
枠配分方式により、予算要求上限額を通知する。なお、枠配分の考え方は次のとおりとする。
 - 経常的経費：平成28年度当初予算の経常的経費の99%を上限とする。
 - 投資的経費：平成28年度当初予算の投資的経費の90%を上限とする。
 - 義務的経費：人件費、扶助費等の義務的経費は枠外で要求できるものとする。ただし、積算内容について精査すること。
 - 重点施策等：総合戦略を始めとする重点施策（各課において重要施策であると判断し、予算確保を必須とするもの）については、枠外で要求できるものとする。
- 3 予算要求基準について
 - (1) 新規事業がある場合は、「新規事業調書」を作成し提出すること。なお、単に追加することなく、事業の優先度やスクラップアンドビルドによる検討を十分に行い、調整したうえで要求することとし、「事業見直し・事業費節減調書」も作成し提出すること。

- (2) 新規事業がない場合でも、各課で事業の見直しが必要であることから「事業見直し・事業費節減調書」を作成し提出すること。なお、見直しの内容によっては、優先的に予算を配分することとする。
- (3) 経常的経費については、今後の一般財源の減少を見据えて必要最小限での要求とするとともに、例年同様とすることなく、必要性を検証し、更なる節減に努めること。

4 予算調整（査定）について

国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、各種財政指標にも配慮しつつ調整を図ることとする。

5 予算編成スケジュール

年 月 日	事 項
平成 28 年 11 月 2 日	当初予算要求システム入力開始
平成 28 年 11 月 7 日	予算担当者打合せ会
平成 28 年 11 月 25 日	当初予算要求システム入力期限
平成 28 年 11 月 28 日	各種要求書類提出期限
平成 28 年 11 月 28 日以降	各課担当者ヒアリング
平成 28 年 12 月中旬	重点施策等ヒアリング
平成 29 年 1 月中旬	市長・副市長査定
平成 29 年 1 月中旬	予算案各課内示
平成 29 年 1 月下旬	当初予算書印刷

第5 予算要求基準について

【歳入に関する事項】

1 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向を的確に掴み、財源確保の面はもちろんであるが、公平負担の観点から課税客体の把握の向上を図ること。また、普通交付税の算定方法の改正により、基準財政収入額算定に用いる徴収率が見直されたことから、徴収率の向上に向け、より一層取組みを強化すること。

2 分担金及び負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づき、事業の性格、受益の限度等を十分検討した上で、適正に見積もること。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H28（4月～10月）実績 ・・・①

H27（4月～10月）実績 ・・・②

H27（11月～3月）実績 ・・・③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

3 使用料及び手数料

実態に即した適正な料金設定を行うため、受益者負担の観点から、定期的な見直しを行った上で要求すること。

また、負担の公平性の観点から収入未済額を解消し、不能欠損が生じることのないよう努めること。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H28（4月～10月）実績 ・・・①

H27（4月～10月）実績 ・・・②

H27（11月～3月）実績 ・・・③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

4 国・県支出金

国・県の施策の動向、情報等を的確に掴み、各課(局)自らが積極的に財源確保に努めること。特に、制度改正により市の持ち出し（一般財源及び市債等）が増額となる事業については、単に加算することなく、再度、事業の必要性や事業内容等を十分検討し、見直しを行った上で要求すること。

なお、予算要求後に制度改正等による影響があった場合は、早急に財政課財務係に報告の上、要求額の訂正を行うこと。

5 財産収入

未利用財産については、今後の利用の可能性を考慮し、売却可能なものから優先的に処分を進めること。財産売却収入については、処分価格、処分方法等、法令に基づいた適正な収入額を見積もること。

また、土地等の貸付料については、固定資産評価額等を勘案して、適正に見積もること。

6 諸収入

可能な限り収入の確保に努めるとともに、過去の実績等を参考に適正に見積もること。
変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H28（4月～10月）実績 ……①

H27（4月～10月）実績 ……②

H27（11月～3月）実績 ……③

① + (③ × (① / ②)) ± 特殊要因 = 要求額

【歳出に関する事項】

1 人件費

新たな定員適正化計画に基づいた効率的な人員配置とし、職員給与費については、平成28年度の現員現給に定期昇給分を見込み積算すること。（総務課人事管理室から別途通知）

また、時間外勤務手当については、現員職員数と業務量の関係から真にやむを得ない時間に限るものとするので、別途、総務課人事管理室から通知される「時間外勤務手当年間計画書」を提出すること。

なお、時差出勤や振替・代休制度の徹底や事務事業の見直しにより時間外勤務の削減に努めること。

※人件費に国庫・県支出金の充当が可能なものについては、積極的に財源として計上すること。

2 賃金

事務補助員賃金については、長期病欠、産休、育休代替等、臨時的なもので真に止むを得ないもの以外は予算化しない方針とする。

なお、最終的な配置に当たっては、総務課人事管理室で調整の上決定する。

3 報償費

単に前年度実績等によることなく、人数、回数、単価も含め事業内容の見直しを進めること。

4 旅費

形式的な会議等に出席する場合の旅費については、原則、認めない方針とする。

出席回数や人数の見直しを行い、経費の節減に努めること。（出張人数については、原則、1名とする。）

なお、原則一日の運行距離が300Kmを超える場合は、庁用車での出張は認められないので、公共交通機関等での旅費を計上すること。

5 燃料費

より一層の省エネルギーを心がけ、消費量の節約に努めるとともに、指定管理料等に燃

料費を含む場合も同様とすること。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

単価×数量（走行距離数÷燃費）±特殊要因＝要求額

・単価…「燃料等契約単価_H29 予算要求用」を参照のこと。

職員ポータル→Groupmax→ファイル共有→group→

02 総務部→02 財政課→財務係→H29 予算編成資料フォルダ内

・数量又は走行距離数

H28（4月～10月）実績 ……①

H27（4月～10月）実績 ……②

H27（11月～3月）実績 ……③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

・1リットル当たりの走行距離数（燃費）

平成27年10月～平成28年9月の平均±特殊要因

※予算編成過程において、大幅な価格変動が生じた場合は、財政課において単価調整を行う場合がある。

6 印刷製本費

広報誌やホームページの活用を最大限に検討するとともに、慣例で発行することのないよう、目的、効果、必要性等を十分に精査した上で見積もること。

また、可能な限り市内印刷（白黒）とすること。

7 光熱水費

より一層の省エネルギーを心がけ、消費量の節約に努めるとともに、指定管理料等の中に光熱水費を含む場合も同様とすること。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

ガス、水道、電気、下水道

H28（4月～10月）実績 ……①

H27（4月～10月）実績 ……②

H27（11月～3月）実績 ……③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

8 修繕料（工事請負費）

施設の維持管理費については、施設の現況、整備計画及び緊急性等を勘案して、適切に見積もること。

なお、一件50万円以上（設計額）の建物、道路等の修繕を目的とする業務は、原則、工事請負費で予算要求すること。

さらに、工事内容によっては、別途、設計業務委託料が必要となる場合もあるので要求漏れのないよう注意すること。

9 委託料

安易に委託することなく、費用対効果や必要性を十分検討した上で要求すること。

また、既存業務についても、法的義務の有無、委託の必要性を含め内容・方法の検討を行うこと。

なお、指定管理者の更新等により指定管理料が見直されたものは、枠外（増額要因有り）として決定額満額を要求すること。

10 使用料・借上料

更新時期を迎える車両や機器リースなどについては、再リースを原則とするが、新規リースした場合との比較検討や使用頻度、消耗度を精査した上で要求すること。

また、カラーコピー機については、今後リース契約の更新の際に白黒コピー機へ変更する方針なので注意すること。

11 備品購入費

備品の新規購入は、原則、認めないこととする。

また、更新の場合であっても必要性や使用頻度等を十分精査の上要求するとともに、処分費の必要性の有無を精査して要求すること。

12 扶助費

国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、それ以外の市単独の扶助費については、所得制限や対象者を精査し、負担力に応じた適正な自己負担を求めるなど、見直しを進めること。

また、常に情報収集に努め、予算要求後に制度改正等による影響があった場合は、早急に財政課財務係に報告の上、要求額の訂正を行うこと。

継続事業については、原則、次により算出した額を要求すること。

H28（4月～10月）実績 ……①

H27（4月～10月）実績 ……②

H27（11月～3月）実績 ……③

① + (③ × (① / ②)) ± 特殊要因 = 要求額

13 補助金・負担金

村上市行政改革推進本部で決定された「補助金の今後の方針」に基づき要求することとし、次の点に十分留意すること。

① 新規の補助金が増えていることから、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

② 既存の補助金・負担金についても、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。

③ 新規の補助金については総務課人事管理室と協議を行い、12月中に行革本部会議に案件を提出すること。

14 貸付金

利用状況、行政効果及び貸付条件等制度全般について見直すとともに、情勢の変化に適合した効果的な制度となるよう努め、必要最小限の範囲内で見積もること。

15 繰出金

特別会計においては、一般会計と同一基調に立ち、独立採算の原則に基づき、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図ることにより、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう、最大限努めること。

16 その他

- (1) 特別会計についても、一般会計と同様の基準により要求すること。
- (2) 公用車については、稼働率が低い分散（各課）管理車両は、積極的に集中（総務課、各支所地域振興課）管理車両への所管換えを行うこと。
- (3) 所管する財産の洗い出し、不要な資産の売却、貸付けなどを積極的に行い、自主財源の確保に努めること。
- (4) 複数の課と関連のある事務事業は、相互に十分な協議・調整を行い、事業の統合も含め、経費縮減を図りながら、より一層の事業効果を高めるよう努めること。
- (5) 事業の繰越は、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、予算要求は、確実に年度内完了できる事業規模とし、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為など所要の措置を講じること。